

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 3

～手続違反の科目担当外しによる学問の自由の侵害～

平成29年1月23日

京都地方裁判所第6民事部いA係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. Business Economics 担当の違法に関する答弁書に対する認否・反論

1. 被告は「ビジネス研究科では、各科目の担当者は教授会で決めることとされており、GMBAについては、教授会で審議する前に国際プログラム委員会で検討することとされていた」と主張するが(答弁書4頁)、「GMBAについては、国際プログラム委員会で検討することとされていた」とあるのは否認ないし争う。

各科目の担当者が終局的には教授会で決められることについてはその通りであるが、その過程においては以下の5つのプロセスを経ることとなっている。

- (1) 専門家を含めた人事委員会による科目適合性審査(甲4・5)
- (2) 授業評価アンケートの実施による講義手法・内容改善の検討(甲6・46頁)
- (3) クレーム委員会による改善勧告(甲6・48頁、甲7・8)
- (4) 専門家を含めた人事審査委員会による科目適合性の再審査(甲4・5)
- (5) 教授会審議(甲4・5)

設置が必要とされる科目と対象者との科目適合性についてはビジネス研究科人事手続要領(甲4)及び同実施細則(甲5)に基づいて原則として人事審査委員会において審査される。大学、特に大学院教授の専門性や科目適合性の審査は、非専門家である他の教員においては審査能力を含めて必ずしも容易ではないし、安易な介入は大学教員の学問研究の自由・研究発表の自由・教授の自由への介入となる。そこで、人事審査委員会における審査など厳格な手続を経た上で教授会の議を経ることとされているのである。他方で、既に科目適合性が認められたことのある教員については科目適合性があることが推定されることから人事審査手続を省略するなどの規程が設けられている(3条4項)。そして科目適合性が認められた教員について、その科目適合性を否定するためには、科目適合性の有無について再度厳格な手続を要することは言うまでもない。

以上、**Business Economics** 担当科目外しについては、これら5つのプロセスがすべて無視されており、明白な違法行為である。

2. 被告は「私立大学において、誰がどの科目を担当するかは、雇用契約に基づいて使用者が決めるのであるから、労働者たる教員が決定権を持つことはない。また、懲戒のような不利益処分ではないから、弁明の機会等を論じることは失当である」と主張するが（答弁書4頁）、否認ないし争う。

私立大学の教員の学問の自由の享有主体性や私立大学における学問の自由・大学の自治の意義（設置・管理者からの介入の自由）に鑑みれば、被告の立論はあまりにも乱暴である。現に被告においても同志社大学教員任用規程等やビジネス研究科人事手続要領等により教員の資格や科目適合性審査を中心とする採用手続について厳格な手続を定められている。使用者（設置者・管理者）が誰がどの科目を担当するかについて自由に決められるものではない。なお、原告はビジネス研究科設置当初からシステムダイナミクス的手法を用いた経済学を教授することを招聘の条件として任用されており（招聘時の大学側担当者であった中田喜文教授がよく知るところである。そして任用時には厳格な審査を経ている）、現にビジネス研究科設置後長年にわたり、システムダイナミクス的手法を用いた経済学の科目担当が認められてきたのであり、雇用契約の内容となっていたともいえる。

3. 被告は「『**Business Economics**』はGMB Aの1年次に配当される、経済学の基本的な理解を目的とする科目であり、科目担当者には、ミクロ経済学とマクロ経済学の双方をフォローし、一般的に通用している理論を教えることが求められる。ビジネス研究科は、いわゆる社会人も多数入学する大学院であり、必ずしも経済学を専門的に学んだ経験のある者ばかりが入学するわけではないためである。ところが、原告は、マクロ経済学を中心とした上で、システムダイナミクスを用いるという非常に発展的な内容の授業を展開していた。『**Business Economics**』のシラバスを見ると、JMBAの2年次配当科目であり、『ビジネス経済学』を受講済みであることを履修要件とする『マクロ経済学シミュレーション』とほぼ同じ内容である…。被告は、1年次の配当科目である以上、基礎的・一般的な内容の授業を行うことを原告に求めたが、原告が頑として聞き入れなかったため、やむを得ず、2013年度からは、別の教員を担当者とする事とした。カリキュラムの編成や個々の授業で扱う内容は、教授会の審議・議決によって被告が決定すべきものであり、個々の教員は、これに従って授業を行うべき職務を負っている。被告の方針に反して授業を行っている教員を、当該科目の担当者としないことは、やむを得ない判断というべきである。したがって、原告に2013年度の『**Business Economics**』を担当させなかったことを、違法ということとはできない」と主張するが（答弁書11頁）、否認ないし争う。

まず大前提として、如何に社会人も多数入学するとしても「大学院」であり、そこで教授される経済学は大学の一般教養レベルよりは高度なものとなることは当然である。その上で、1年次前半（秋学期）においてシステムダイナミクスを履修した上で、その知識を前提に1年次後半（春学期）に「**Business**

「Economics」を履修するという非常によく設計されたカリキュラムとなっていた。すなわち、システムダイナミクスという手法を一部用いてマクロ経済の動学部分を学ぶというように科目設計されていた。確かにシラバス上はJ MBAの2年次配当科目である「マクロ経済学シミュレーション」とほぼ同じであるが、その内容・程度は1年次に併せて基礎的なものに抑えてある（目次的な項目が同じでもレベルが異なることは簿記の4級と3級、あるいは中学校と高等学校の日本史、法学の基本書と高度な体系書などでも散見されるところである）。

そして、そもそも原告は被告より、基礎的・一般的な内容の授業を行うことを求められたことも、頑として聞き入れなかったことなどもない。

4. ところで「科目適合性」の審査は採用時のみならず、科目担当後に修正・改善が必要となった場合にも厳格になされる必要がある。さもなくば、一部の学生の意見や他の教授（必ずしもその分野の専門ではない）の偏見、学説への違和感・攻撃からの排除、設置者・管理者からの介入などから大学教員の教授の自由を保障することができないからである。もちろん大学教員の独善が許されるものではないが、そのために、被告では採用時の厳格な科目適合性審査の後には科目適合性が推定されることを前提に、まずは学生からの「授業評価アンケート」を踏まえた自主的な講義内容の修正・改善が求められる（甲6・46頁参照）。それでも改善がない場合は学生は「クレーム・コミッティ委員会」に訴えることができる（甲7・甲8）。これを受けてクレーム・コミッティ委員会では担当教員と面談し、場合によっては改善命令を出すこともできる。原告についてはクレーム委員会への申立は皆無であった（なお、近藤まり教授はクレーム委員会に自らの講義手法・内容について学生から申立がなされたことがあると聞き及んでいるが、原告にはこうしたクレーム委員会への異議申し立てが一切なかったことは、研究科長への公開質問状の回答からも明白となっている）。クレーム委員会における改善命令によっても改まらない場合は、人事審査委員会により科目適合性を再審査することとなり、最終的には教授会において審議・決定がなされることとなる。このような厳格な手続を経て、一度認められた科目適合性が否定され科目担当から外されるのである。国際プログラム委員会にはかかる審査権限も審査能力もない。同委員会の近藤まり委員長は、ビジネス研究科に中途採用された教授ではあるが、これらの科目適合性審査のための厳正な手続の存在を自らの体験を通して認識していたはずであり、これらの手続を遵守する義務を負っていた。

第2. Business Economics 担当外しの違法に関連する求釈明

1. 被告は、平成24年12月17日に、原告に対し、次年度の「Business Economics」の担当を外れる旨を記載したメール（乙17）が送信されたことは認めている（答弁書9頁）。

もっとも同メールは国際委員会の決定事項を伝えたものとのことである。そこで、いつ開催された国際プログラム委員会において「Business Economics」の担当を外すことを決定したのか明らかにされたい。また原告の科目適合性審査にかかる議事録を証拠提出されたい（「Project and Solution Research」の指導担当

外しにも関連するため平成24年4月から12月までの議事録全てを証拠提出されたい)。

2. 専門職大学院専門職大学院設置基準(平成十五年三月三十一日文科科学省令第十六号)は「成績評価基準等の明示等」として「専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする」と定めている(10条1項、甲6・9頁参照)。この明示された一年間の授業計画がシラバスである(甲6・14頁以下)。「シラバス」は教員と学生の「契約」とされ、原則として変更は許されない。

ところでGMB Aは毎年9月開講であり、2012年度のシラバスで定められる1年間のカリキュラムは2013年8月までとなる。さもなくば、2012年秋に入学あるいは進学する学生に対しては通年のカリキュラムが提示されないこととなり、専門職大学院設置基準10条1項に違反することとなる。

そして原告が2013年春学期において原告が「Business Economics」を担当することは教授会で承認されシラバスにも記載されていた。

近藤まり教授がメールにおいて科目外しを決定したのは2013年度(2014年春学期)の「Business Economics」の科目担当に関するものか、既にシラバスに明示されていた2012年度(2013年春学期)のものか明らかにされたい。

3. 原告は2012年春まで「Business Economics」の科目担当を担ってきたが、原告については、ビジネス研究科人事手続要領及び同実施細則に基づいて教授会において科目適合性が承認されているか明らかにされたい。
4. 被告は答弁書において「被告は、1年次の配当科目である以上、基礎的・一般的な内容の授業を行うことを原告に求めたが、原告が頑として聞き入れなかったため、やむを得ず、2013年度からは、別の教員を担当することとした」とある(11頁)。「原告に求めたが、原告が頑として聞き入れなかった」のは何時・如何なる場で、誰が原告に対してどのように求めたのか具体的な事実経過を明確にされたい。

以 上